

「COVID-19に対する各国の対応と付加価値税」

新型コロナウイルス感染症（Coronavirus Disease 2019; COVID-19）が世界中で猛威を振るい、今、まさに世界は、パンデミック（pandemic 世界的流行）のまっただ中にある。

この状況下で、OECDは世界各国のCOVID-19対策を集約した資料を発表している（*1）。その資料から、経済の回復と財政の維持強化を図るため各国でとられている具体的対応策を以下にまとめてみた。

資金関連では、借入返済計画の策定支援、法人並びに個人事業主への賃金補助、賃金を除く事業運営経費の支払猶予、賃金を除く事業運営経費に対する助成補助、個人事業主への助成、各世帯の固定的経費の支払猶予等。

給付については、各世帯への現金給付、失業手当の支給制度の充実拡大、疾病手当の支給制度の充実拡大等の対応策が実行されている。

さらに、税務については、申告期限の延長、納付期限の延期、還付の推進、課税の取り止め、納税債務の返済についての弾力的取扱い、損失補填引当金繰入額の増額、税法上の減価償却引当金繰入額の増額、法人税率並びに所得税率の引下げ、賞与並びに時間外手当への適用税率の引下げ、付加価値税率の改訂等がある。

それらのうち、各国の付加価値税に注目すれば、多くの国でゼロ税率あるいは免税となっているものに、コロナ感染防止対策用の商品、輸入品、寄贈品、並びに医療設備、医療機器、医療用品（感染防止マスク、バイザー等）、衛生用品及びその原料があり、国によっては、レストラン、動産・不動産のリース、水道光熱費、電子出版、医療従

事者の派遣、ラップトップ及びタブレットの寄贈品等がその対象となっている。

また、税率が引き下げられているものには、レストラン、ケータリング、ホテル、旅行、スポーツ、健康推進活動、文化活動、航空運賃、マスク等の感染防護用品、衛生用品、健康管理機器、乳幼児用食物、栄養食、本等があり、中には、すべての取引につき標準税率を引き下げた国もある。

このように、多くの国が期限付きながら、付加価値税の税率の引下げを行っている中、唯一サウジアラビアのみが原油価格の下落のため、税率を逆に5%から15%に引き上げ、加えて財政支出を減らして国の財政を維持しようとしている。

上記のように世界各国ではいろいろな施策が講じられており、その中で、日本も危機緊急対応措置を発動し、経済対策として、事業者への給付金の支給、資金繰りの支援強化が図られ、税務については複数税目について申告期限の延期と納付期限の延長並びに納税猶予等の対策が取られている。

しかし、9月6日現在、日本では消費税についての減税措置は予定されていない（*2）。消費税の減税なしに日本経済が回復していくのか今後の動向が気になるところである。

（国際特別委員会 委員 田中久義）

参考資料及び検索方法

*1 [https://www.oecd.org/tax/tax-policy//→ Tax policy analysis - OECD → COVID-19: Tax policy responses](https://www.oecd.org/tax/tax-policy//→Tax%20policy%20analysis%20-%20OECD%20→COVID-19:%20Tax%20policy%20responses)

*2 3月22日、4月3日、6月4日、7月29日、8月14日の日経新聞他の新聞報道